

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 12 月 1 日

株式会社アイズ

2025年12月1日

吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2025年10月16日付で当社とrimad株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、rimad株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

本件吸収合併は、2025年12月1日に効力を生じました。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求（会社法第784条の2）の手続きの経過

rimad株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続きの経過

rimad株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第787条）の手続きの経過

該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述（会社法第789条）の手続きの経過

会社法第789条第2項の規定により、2025年10月23日付で知れている債権者に対し、各別に催告をし、かつ、2025年10月24日付の官報に本件吸収合併に関する公告を掲載しましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求（会社法第796条の2）の手続きの経過

本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第797条）の手続きの経過

本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第799条）の手続きの経過

会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2025年10月24日付で官報及び電子公告に本件吸収合併に関する公告を掲載しましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、rimad株式会社の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類（会社法施行規則第200条第5号）

吸収合併消滅会社であるrimad株式会社の事前開示書類は、別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及びrimad株式会社の解散登記申請は、2025年12月1日に行いました。

7. 前項に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項に定める書面)

2025 年 10 月 22 日

r i m a d 株式会社

当社は、2025年10月16日付で株式会社アイズとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、株式会社アイズを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は株式会社アイズの完全子会社のため、本件吸収合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社アイズの最終事業年度（2024年1月1日～2024年12月31日）に係る計算書類等は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その

他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

2025年9月1日付で、当社の発行済株式100株すべてを取得しました。

(2) 吸収合併消滅会社

①最終事業年度末日後のに重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

2025年9月1日付で、当社は株式会社アイズの完全子会社となりました。

6. 債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号)

本件吸収合併後の株式会社アイズの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、株式会社アイズの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

よって、本件吸収合併後における株式会社アイズの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

合併契約書

株式会社アイズ（以下「甲」という。）と r i m a d 株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、対価を交付しない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併の効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下「合併期日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の協議の上、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第5条 甲は、合併期日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 合併期日の前日までに、甲又は乙の株主総会（会社法において株主総会決議が不要の場合には、それに代わる承認機関）において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 合併期日の前日までに、法令に定める関係官庁の承認を得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (3) 第7条に従い本契約が解除された場合

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。オンラインで合意、締結した場合は、各自1通を保有するものとする。

2025 年 10 月 16 日

甲（吸收合併存続会社）

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号

株式会社アイズ

代表取締役 福島範幸

乙（吸收合併消滅会社）

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号

r i m a d 株式会社

代表取締役 福島範幸